

船舶事故調査報告書

平成29年7月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄 司 邦 昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根 本 美 奈

事故種類	作業員負傷
発生日時	平成29年1月29日 08時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市江切漁港北方沖 兜島灯台から真方位184°3,600m付近 (概位 北緯32°58.8′ 東経129°37.7′)
事故の概要	漁船はつなぎは、定置網（箱網）の交換作業中、作業員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年1月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 はつなぎ、1.4トン NS3-402038（漁船登録番号）、個人所有 7.09m (Lr) × 2.20m × 0.78m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数25、平成3年3月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成26年8月29日 (平成32年4月25日まで有効) 作業員A 男性 35歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成28年8月23日 免許証交付日 平成28年8月24日 (平成33年8月23日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風速 約2～3m/s 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船長の親族である作業員A及び作業員2人（以下「作業員B」及び「作業員C」という。）を乗せ、江切漁港北方沖に設置された小型定置網において、箱網（深さ約15m）の西側部分に左舷着けで係留し、平成29年1月29日08時2

0分ごろから箱網の交換作業を始めた。

本船は、作業員Bが前部甲板の右舷側で道具の整理等を行い、作業員Aが前部甲板の左舷側で箱網の北西端下部に取り付けた箱網引揚げ用のナイロン製ロープ（直径約12mm、長さ約17m、以下「引揚げロープ」という。）の巻揚げ作業を行い、船長及び作業員Cが船尾甲板で箱網が揚がってくる状況を見ていた。（図1参照）

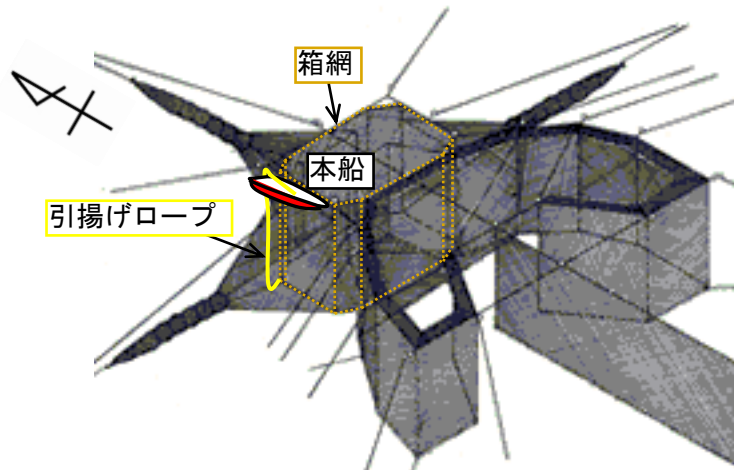


図1 小型定置網での箱網交換作業の概略図

作業員Aは、前部甲板左舷側後方にある巻揚げ用ローラ（以下「巻揚げローラ」という。）の船首側に右舷方に向けて立ち、引揚げロープを左舷船尾部のガイドローラを介して巻揚げローラに3回巻き付け、巻揚げローラのスイッチを入れて作動させ、引揚げロープを右手で引き、左手で輪にして持っていた。（写真1参照）

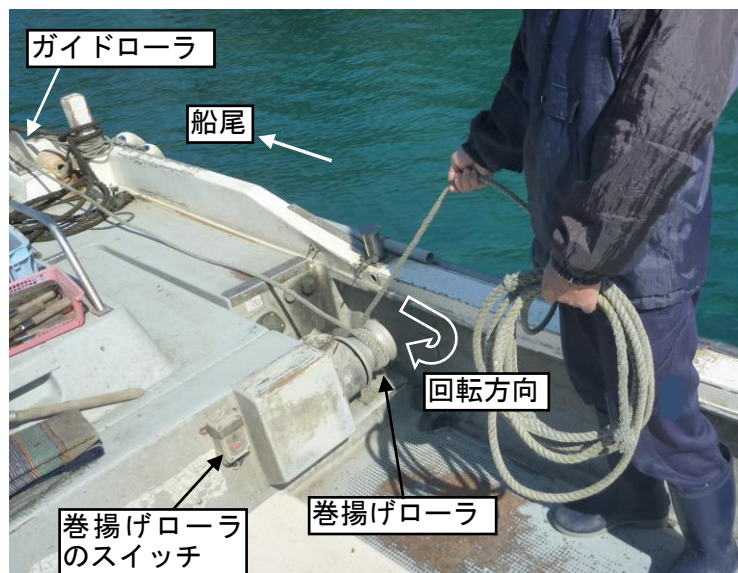


写真1 引揚げロープの巻揚げ作業の状況（再現）

作業員Aは、引揚げロープの巻揚げ作業を行いながら、そろそろ箱網が揚がってくる頃と思い、船尾甲板の作業員Cを見て合図を待っていたところ、それまで引いていた引揚げロープが逆に巻揚げローラに引き込まれる逆巻き状態となったので、とっさに引っ張って引き込まれた引揚げロープを外そうとしたものの外れず、08時30分ごろ、

引揚げロープをつかんでいた右手が巻揚げローラに巻き込まれ、右腕が巻揚げローラと甲板の間に挟まれた。(写真2参照)

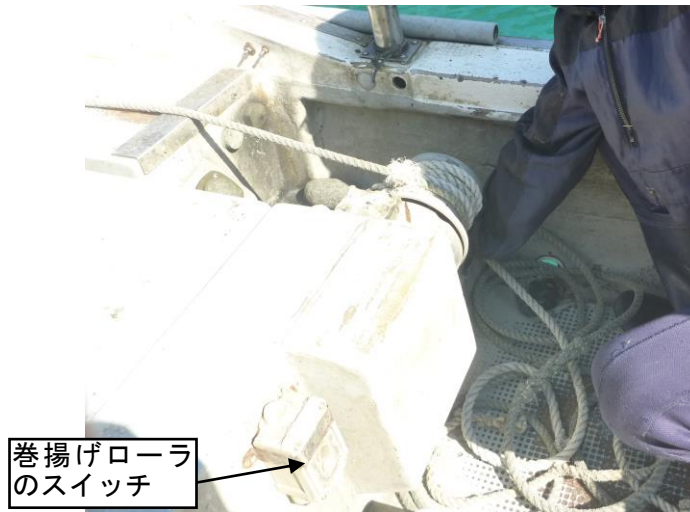


写真2 巻揚げローラに右手が巻き込まれたときの状況(再現)

作業員Bは、作業員Aの悲鳴を聞いて本事故の発生に気付き、巻揚げローラのスイッチを切って停止させたところ、箱網の重みで巻揚げローラが逆回転し、作業員Aの右手が巻揚げローラから外れた。

作業員Bは、自宅に連絡して救急車を要請するよう指示するとともに、本船を操船して江切漁港に戻り、作業員Aを救急車に引き継いだ。

作業員Aは、救急車及びドクターヘリで病院に搬送され、右示指中節骨骨折、右腕橈骨尺骨骨折、右手指挫滅創、右中節骨開放骨折及び右中指不全切断と診断された。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)


その他の事項

船長は、毎月1回、定置網(箱網等)の交換作業を行い、ふだんから作業員A、作業員B及び作業員Cが同作業を手伝っていたが、全員が全ての作業を行えたので、作業分担を決めることはなかった。

作業員Aは、定置網の交換作業の経験が約20年あり、同作業を手伝い始めた頃に、船長から、巻揚げローラは巻き込まれるおそれがあり危険なので、巻揚げローラに手を近づけないように、また何か不具合が生じた場合には巻揚げローラのスイッチを切るように注意されていた。

船長は、本事故当時、小型定置網に設置された3本の引揚げロープのうち、途中に繋ぎ目のある引揚げロープ1本を巻き揚げることにした。

作業員Aは、これまで、引揚げロープの巻揚げ作業中、繋ぎ目のある引揚げロープを巻揚げローラで巻き取る際に、繋ぎ目のほつれたヤーン(糸)が巻取り中の横の引揚げロープで押さえられ、逆巻き状態となったことがあったが、大体は引き込まれた引揚げロープを引っ張って外していたものの、それでも外れない場合は巻揚げローラの近く

	<p>に設置されたスイッチを切って停止させていた。(写真3参照)</p>  <p>写真3 引揚げロープの繋ぎ目の状況 (写真は別のロープ)</p> <p>作業員Aは、本事故前、巻揚げローラを注意して見ておらず、作業員Cの方を見ていたので、逆巻き状態となったことに気付かなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、江切漁港北方沖の小型定置網において、箱網を交換する目的で引揚げロープの巻揚げ作業中、作業員Aが、逆巻き状態となった引揚げロープを引っ張って外そうとしたことから、引揚げロープをつかんでいた右手が巻揚げローラに巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>作業員Aは、これまで、引揚げロープの巻揚げ作業中、逆巻き状態となった際に、巻揚げローラのスイッチを切って停止させる前に引揚げロープを引っ張って巻揚げローラから外していたことから、本事故時もとっさに右手で引揚げロープを引っ張ったが、巻揚げローラのスイッチを切って停止させなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本船は、江切漁港北方の小型定置網において、箱網を交換する目的で引揚げロープの巻揚げ作業中、作業員Aが、逆巻き状態となった引揚げロープを引っ張って外そうとしたため、引揚げロープをつかんでいた右手が巻揚げローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻揚げ機等のローラでの作業中は、同ローラから目を離さないよう注意して作業を行うとともに、不具合が生じた場合には同ローラのスイッチを切って停止させること。

付図1 事故発生場所概略図

